

年金

障害基礎年金 老後だけじゃない国民年金のサポート

☎ねんきんダイヤル ☎0570・05・1165
町民税務課 国保年金係 ☎77・3912

障害基礎年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受け取ることができる年金です。

支給要件

次の全ての要件を満たしたときに支給されます。

①障害の原因となった病気やけがの初診日が次のいずれかの間にあること

- ・国民年金加入期間
- ・20歳前または60歳以上65歳未満（国内に住んでいる方のみ）の年金未加入期間

※老齢基礎年金を繰り上げて受給している方を除きますので、ご注意ください。

②障害の状態が障害認定日（初診日から1年6カ月経過した日、または1年6カ月以内に症状が固定した場合はその日）または20歳に達したときに障害等級の1級または2級の状態になっていること

※障害認定日に障害の状態が軽くて、その後重くなったと

きには、障害基礎年金を受け取ることができる場合があります。

③初診日の前々月までに保険料を納めた期間、保険料の免除期間、納付猶予期間、学生納付特例期間の合計が加入すべき期間の3分の2以上あるか、直近1年間に保険料の未納がないこと。もしくは20歳前に初診日がある場合

受けられる年金額

令和3年4月分より金額が変更されました。

（1級）
780,900円×1.25 + 子の加算

（2級）
780,900円 + 子の加算

※受給者に生計を維持されている子がいる場合は加算があ

ります。（ここでいう「子」とは、18歳になって最初の3月31日までの子、または20歳未満で1・2級の障害がある子のことをいいます）

（1人目・2人目）

1人につき224,700円

（3人目以降）

1人につき74,900円

その他

保険料の未納期間があると、障害になった場合でも障害基礎年金を受給できなくなる可能性があります。納付が難しい場合、免除制度を利用できる場合があります。

まずは、ねんきんダイヤルもしくは町民税務課国保年金係にご相談ください。



▲町内に咲く鮮やかなひまわり

3歳児健康診査

☎保健センター ☎77・1891

3歳という年齢は心と身体の成長に大切な時期です。お子さんの健やかな成長をお手伝いするとともに、3歳児健診以降は就学前健診まで健診がありませんので、必ず受診してください。

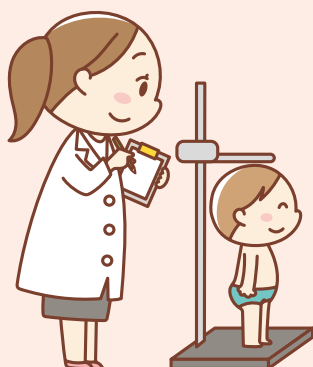
■対象者 平成29年12月～平成30年3月生まれ

■開催日時 9月6日(月)

■時間 案内通知のとおり（混雑緩和のため、受付時間を変更しています）

■会場 保健センター

■内容 身体計測、尿検査、内科診察（頭囲計測）、歯科診察、保育・栄養・歯科相談、フッ素塗布（希望者）





国民健康保険 施術を正しく受けましょう

☎ 町民税務課 国保年金係 ☎77・3913

柔道整復師（整骨院・接骨院）の施術には、その負傷原因や症状などによって国民健康保険が使える場合と使えない場合があります。国民健康保険の対象と認められなければ、施術料は全額自己負担となります。施術を受ける前に柔道整復師とよく相談しましょう。

国保Q&A

Q: 保険治療の対象になるのはどんなとき？

A: このようなときが該当になります。

- ・急性などの外傷性の打撲、捻挫、挫傷（肉離れなど）、骨折、脱臼
- ※骨折、脱臼については医師の同意が必要です。（応急処置を除く）
- ・骨、筋肉、関節のけがや痛みで、その負傷原因がはっきりしているとき

Q: 保険治療の対象にならないのはどんなとき？

A: このようなときは対象外になる可能性があります。
・単なる肩こりや筋肉疲労などの慢性的な症状、季節の変わり目による体の痛み

- ・脳疾患後遺症などの慢性病や症状の改善のみられない長期の施術
- ・保険医療機関で同一の部位の治療、湿布や痛み止めなどの処方を受けているとき
- ・けんかや交通事故など第三者が原因となるもの（町民税務課国保年金係に届け出が必要です）
- ・家族の付き添いで来たついでに施術したものや、慰安目的のあん摩、マッサージ代わりの利用

Q: 柔道整復師の施術を正しく受けるには？

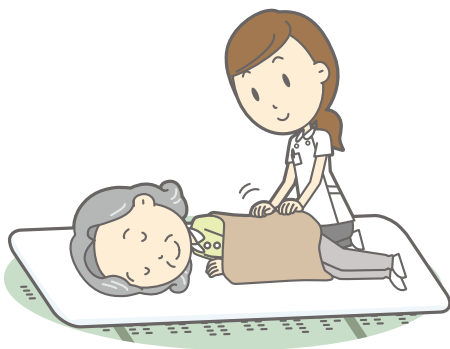
A: 次の4つのことを守りましょう。

- ① 負傷の原因を正しく伝えましょう
- ② 療養費支給申請書の内容（負傷部位、理由、治療日など）

- ③ 領収証をもらい保管しましょう
- ④ 治療が長引く場合は一度医師の診断を受けましょう

治療内容についてお尋ねすることがあります

国保被保険者の方が、国民健康保険を使って柔道整復師の施術を受けた場合、施術の内容確認のため「（整）骨院の施術内容調査票」を送付させていただきます。領収証を保管していただくとともに、照会があった場合、国民健康保険事業の適正な運営のためにご協力およびご回答をお願いします。



骨粗しょう症予防検診 令和3年度の日程変更

☎ 保健センター ☎77・1891

令和3年度の検診日程を次のとおり変更して実施します。

■日程

【変更前】10月1日(金)

【変更前】10月4日(月)

【変更後】令和4年2月1日(火)

【変更後】令和4年2月2日(水)

■その他

令和3年度も事前予約制で実施します。予約方法は、広報しばやま12月号に掲載します。



▲昨年度実施された様子